

No.	該当箇所	コメント
1	質問 1	案 1 を基本的に支持する。ただし、公表される市場価格のない株式については、本則としては公正価値で測定するものの、例外的に原価法の選択適用を認める措置を設けることをご検討いただきたい (理由) 金融商品会計基準は、上場会社を始めとする法定監査の対象となる事業体に限らず適用される基準であり、現在議論されている上場会社に対する国際会計基準(以下、IFRS と呼ぶ。)の強制適用後を想定すれば、むしろ中長期的には国内基準として国際的な資金調達に関連しない主として非上場会社を中心にした利用が想定される。コンバージェンスという方向性に反対するものではないが、公表される市場価格のない株式について、全ての事業体について公正価値評価を一律に求めるのは、現状の金融商品会計基準に基づく評価方法でも大きな混乱をきたしている状態ではないという認識のもと、負担が多大であることに対するメリットが少ないと考えられ、また、公正価値評価の技術的困難性から適用の均一性を確保するのが難しく実務上混乱をきたすと考えられるためである。原価法は IFRS 強制適用後の IFRS 適用会社にまで適用すべきではないと考えるが、IFRS の強制適用は別途対象が定められるものと考えられるため当基準において制限を定めなくとも問題は生じないとする。原価法を永続的あるいは経過的に認めるかの判断に関しては、IFRS 適用会社において公正価値評価の実務が定着した後で十分と考える。 なお、原価法を容認する際の減損規定については現行基準ベース（金融商品会計基準）で十分と考える。
2	質問 2	OCI オプションにおけるリサイクリングは禁止する案 A を支持する。 (理由) コンバージェンスの観点から認め得る日本独自の基準は、即時の適用が実務上の負担となり一定の準備期間を設けることが必要なものに限定されるべきである。リサイクリングの対象となる評価差額の金額の測定自体は実務上の負担とはなり得ないため、コンバージェンスの観点からリサイクリングを禁止すべきと考える。

別紙

No.	該当箇所	コメント
3	質問 3	外貨建株式等にOCIオプションを適用する場合、評価差額金の全額に対してOCIオプションを適用するのではなく、会計上のミスマッチが生じる場合に限定して、評価差額から為替換算差額を除いた金額にOCIオプションを適用することができるよう、ご検討いただきたい。IFRSのヘッジ会計においては純損益に影響を与えるものを対象に検討が進められているため、OCIオプションの適用対象を評価差額全額にした場合、外貨建株式等の為替変動リスクヘッジが不可能になるが、多数の金融資産を有する金融機関における実務への配慮として、ヘッジ会計の余地を残すよう、評価差額から為替換算差額を除いた金額にOCIオプションを適用することができるようご考慮頂きたい。 (理由) 外貨建株式等の資本性金融商品取得にあたり、外貨建金融負債による資金調達を行い、株式等資本性金融商品にOCIオプションを適用した場合、外貨建金融負債の為替換算差額は損益に計上される一方、株式等資本性金融商品については為替換算差額も含めた評価差額金の全額がその他の包括利益に計上されることになり、為替換算差額について資産と負債とに会計上のミスマッチが生じ、多数の外貨建金融資産・負債を保有する企業にとって著しい影響を及ぼすことが考えられるためである。
4	91 項	金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、公正価値測定と償却原価の間の分類を変更することになるが、どの時点で変更すべきかという点について、企業が金融資産を管理する事業モデルを変更した場合に、企業は影響を受ける金融資産のすべての分類を変更することが求められる。ここで「変更日」とは、企業が金融資産の分類を変更することになる事業モデルの変更後の最初の報告期間の期首を指すと規定されているが、実態を適時に反映するため翌四半期財務諸表の期首を変更日とできるよう取扱を明確にしていきたい。
5	A21	A21においては、「原商品プールは、元本及び元本残高に対する利息の支払である契約キャッシュ・フローを有する商品を1つ以上含まなければならない」とあり、少しでもこれら契約キャッシュ・フローの特性を有する資産が含まれていれば要件を充たすようにも読めるが、基準の趣旨から考えても、これは原商品プールに元本及び元本残高に対する利息の支払である契約キャッシュ・フローを有する商品が1つ以上含まれる必要があることを示すものであって、1つ以上あればよいことを示しているものではないことを明確にしていきたい。

別紙

No.	該当箇所	コメント
		例えば、不動産が原商品プールとなっても、原商品プールの中に少しでも（1つでも）契約キャッシュ・フローの特性を有する金融資産が含まれていると適用指針（案）A21の要件を充たすと解釈されたとき、保有するトランシェが適用指針（案）A19～A23にあるすべての要件を満たす場合、当該トランシェについて償却原価測定が認められるとの判断がなされる可能性があるため、適用指針（案）A21の記載は必要条件であって十分条件ではないことをより明確にする必要がある。
6	A33(3)	本項は、公表される市場価格のない株式への投資について、取得原価が公正価値の適切な見積りとならない可能性がある場合を議論している部分であるが、その中に「 <u>被投資企業の株式の市場</u> 、又はその製品若しくは潜在的な製品の市場に著しい変化がある場合」という例示が含まれているのは矛盾していると考える。よりわかりやすい例示をご検討いただきたい。
7	参考（償却原価測定の種類に関する事例分析） B2（例4）	契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られる例を示すものとして、（例4）において海外で一般的に発行されている元本保証のあるインフレ連動債の記載があるものの、日本国内で流通している元本保証のない物価連動国債について、契約キャッシュ・フローが元本及び元本残高に対する利息の支払に限られるか否かが不明確である。日本基準を公表する以上、日本国内でインフレ連動債として一般的に流通している元本保証のない物価連動国債についての例を記載し、本条項の適用の可否を明確にすべきである。
8	参考（償却原価測定の種類に関する事例分析） B3(例8)(商品E)	発行者の株式に転換可能な債券であっても、転換価格がいわゆる Deep Out of the money の状態にある場合、元本及び元本残高に対する利息の支払とはならない契約キャッシュ・フローを説明した例に該当しない場合もあると考える。そのような場合もあり得ることを、付記する必要があるかご検討いただきたい。